

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

生活様式の変化、安価な海外製品の台頭に加えて、新型コロナウイルス感染症や原材料・原油価格の高騰等の影響もあり、工業出荷額や事業者数の減少等の厳しい状況が続いている中、これまで培われてきた技術や技能を活用しながら、新商品の開発や新たな事業展開に積極的に取り組まれている「近江の地場産業」を継続的に支援し、その振興を図るため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例(平成28年滋賀県条例第12号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 「近江の地場産業」の定義について、工業出荷額、中小企業の数等の要件の削除等を行うこととします。(第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>が行う事業をいう。</p> <p>(1) <u>1の市町の区域または2以上の市町の区域にわたる区域において一定の業種に係る工業出荷額が5億円以上であるもの</u></p> <p>(2) <u>1の市町の区域における工業出荷額または工業に属する中小企業の割合が100分の10以上である業種であるもの</u></p> <p>(3) <u>1の市町の区域における一定の業種についての工業に属する中小企業の数</u>が10以上であるもの</p> <p>2～4 省略 第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した<u>工業に属する</u>中小企業に係る企業群であって、<u>知事が別に定めるもの</u>が行う事業をいう。</p> <p>(削除)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>↓</p> <p>条例第7条に基づく基本指針 (R4.3.28策定)において定める予定。</p> </div> <p>2～4 省略 第3条以下 省略</p>